

第18節 交通対策計画

第1項 陸上の交通対策

《 基本方針 》

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者、鉄道事業者等と相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

第1項 陸上の交通対策

1. 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。

《パトロール時の留意点》

- ア. 法面の土砂や樹木の崩落状況
- イ. 側溝等の流水状況
- ウ. 橋梁の滞留物の状況
- エ. 道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況
- オ. 応急復旧に必要な資機材の判断

2. 交通規制の実施

(1) 実施機関

《交通規制実施機関》

実施責任者		範 囲	根拠法
道 路 管 理 者	国土交通大臣 県知事 市長 西日本高速道路株式会社	1. 道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険である場合 2. 道路についての工事のため、やむを得ない場合	道路法 第46条
	公安委員会	災害応急対策に従事する者、または災害応急対策に必要な物資の輸送を確保するため必要がある場合	基本法 第76条
	公安委員会 警察署長 (区間または期間の短いもの)	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある場合	道路交通法 第4条 及び 第5条
	警 察 官	道路の欠損、火災の発生その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条

(2) 実施要領

《交通規制実施要領》	
道路管理者	ア. 異常気象時に道路の通行が危険であると認められるとき イ. 災害等で交通に危険が予想されるとき ウ. 災害を発見しあるいは通報等で覚知したとき
警察 (公安委員会)	ア. 災害等で交通の安全と円滑が阻害され、またはそのおそれがあるとき イ. 災害時における被災者及び緊急物資の輸送を確保するため (規制を行うときは関係機関に連絡する。)

3. 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努める。この場合、緊急交通路等から優先的に応急復旧を実施する。

《交通の確保策》
ア. 障害物の除去 イ. 被災箇所の応急復旧 ウ. 迂回路の確保

4. 相互の連携・協力

警察（公安委員会）及び道路管理者、鉄道事業者等は、次の事項について、相互に連携、協力し、的確、円滑な災害応急対策を実施する。

- (1) 被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等支援部隊の要請。
- (3) 通行の禁止または制限の必要がある場合は、事前に意見を聞き、または緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。
- (4) 市は鉄道事業者から、災害、事故発生時の状況及びその後の運行体制についての連絡・通報・情報等を収集する。

5. 交通規制措置

通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講じる。

- (1) 法令の定めに基づき、道路標識の設置等の必要な措置。
- (2) 迂回路の指定等適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努めるとともに必要な事項を周知させる。

6. 交通処理要領

災害の最も大きい現場地域での措置は次の点に留意して実施する。

- (1) 昼間の場合
 - 災害現場にある数多くの車両を整理し、派生的な混乱を最小限に食い止め、避難者を迅速に危険地域から脱出させるため、次の措置をとる。
 - 1) 被災地周辺では、全車両を一旦停止させ避難路の確保を図る。主要道路では道路の左側に駐

車させ、避難者が道路の中央を通行できるように配慮する。

- 2) 被害軽微な地域では、車両の混雑状況により一部、一方通行方式とし、災害地域方向への車両を遮断し、一般車両はできるだけ迅速に災害地から逃れるように整理する。
- (2) 夜間の場合
- 夜間車両数は減少するが、道路上の障害が十分に把握できず、避難誘導には、相当の困難が伴うため次の措置を迅速に行う。
- 1) 避難者の流れを容易にし、しかも安全に避難させるため、主要交差点に警察官を重点的に配置する。
 - 2) 避難者の不安や動揺を静めるため、照明機器を最大限に活用し、広報活動を活発に行いながら交通整理並びに避難誘導にあたる。